

地籍調査成果の証明願について

地籍調査では一筆ごとの座標と辺長が明記されている図面（地積測量図）は作成していません。

地籍調査の成果について証明を必要とする場合は、地籍調査の成果である点番名と座標値で作成した図面を証明願の用紙に添付して申請してください。

地籍調査の辺長は、ミリメートルを四捨五入してありますので切り捨てしないようご注意ください。

証明願と添付図面は必要部数にプラス1部（町控用）を作成し提出してください。証明までには、1週間程度かかりますので決裁次第ご連絡いたします。

地籍調査成果の証明は昭和57年度以降の数値地区に限ります。ただし、昭和52年度から56年度の平板測量の図上読みの数値の道路、水路、国有地については証明いたします。

証明書の発行手数料は、1部200円です。まちづくり課へ提出し、決裁後町民課でその他証明（地籍証明）として証明いたします。

証明願添付図面の作成について

西多摩郡日の出町大字〇〇字〇〇〇△△△番測量成果図と記載してください。

作成年月日及び縮尺（1/250 [出来るだけ]）並びに作成者（住所・氏名）押印、点番、座標値、（辺長）は、町の国調成果の点番と座標値を記載して下さい。

三斜や任意座標等は、記入しないで下さい。国調成果以外の記入がある場合、訂正願う場合がありますので事前にご相談下さい。

《 証明願例 》

西多摩郡日の出町大字〇〇字〇〇777
測量成果図 縮尺：1/250
作成日：令和2年3月4日

座 標			
No	X	Y	備考
Z89	-28262.721	-53191.997	
Z88	-28254.288	-53180.856	
Z87	-28249.688	-53175.579	
Z1249	-28265.213	-53164.626	
Z83	-28279.642	-53154.447	
Z76	-28304.614	-53136.830	
Z1279	-28311.586	-53148.279	
PZ1322	-28313.486	-53151.349	

日の出町大字平井 2780
作成者 測量士・調査士
日の出 太郎

(登記前の確認書の場合) 「国調確認済」日の出町まちづくり課
(地籍担当) (印)

地籍調査の成果について

平板地区（昭和32～34年度調査）=提供資料= ①原図のみ

一筆地・道・水路・国有地・端数の証明は出来ません。

※ **座標値はありません。参考資料として使用し境界杭を復元する際は必ず関係地主との立会**を行い確認願います。

平板地区（昭和52～56年度調査）=提供資料= ①原図 ②図上読み座標値

一筆地の証明は出来ません。道・水路・国有地・端数の証明は発行します。

※ **図上読み座標値は実測のものではないため、正確な位置を示すものでなく、境界杭を復元する際は必ず関係地主の立会**を行い確認願います。

数値測量地区（昭和57年度以降）=提供資料= ①筆界点番号図 ②座標値

一筆地・道・水路・国有地の証明・端数の証明を発行します。

点番図・面積計算書は、まちづくり課窓口で必要事項を記入し申請していただければ1枚10円でコピーを発行します。

地籍調査は完了しているが登記事務が遅延している場合の証明（確認書）について

震災の影響により、平成28年度分から地籍調査の認証及び登記事務が遅滞しています。

今後、随時事務手続きは行っていきますので、ご理解・ご協力をお願いします。

もし、地籍調査を実施した土地を分筆等を行う場合は、その旨を告げて登記所にご相談下さい。

地籍調査を実施した箇所では登記が遅滞している箇所を**国調の成果に基づかないで測量し登記等した場合、その後、国調成果を登記した際に筆界未定地なる場合があります**ので、ご注意下さい。（地権者には、説明会、資料送付、立会い時等で説明しています。）

国調の成果が登記されていない地域の方は、筆界未定地にならないように下記の手続きをまちづくり課に申し出て下さい。《使用・申請先（法務局／登記所・建築指導事務所、開発指導等）にその旨伝えて対応をご確認下さい。》

地図等取扱要領（東京法務局）根拠規定抜粋

（地籍調査の成果品受領前における境界に関する地籍調査実施期間の確認）

第34条

分筆等の登記をする場合において申請に係る土地が地籍調査による一筆地測量を完了した地域に属するものであるときは、申請に係る土地の境界が一筆地調査の結果と一致する旨の、地籍調査実施機関の確認を得なければならない。

第34条により、分筆等が発生した場合は、地籍調査担当課の証明により、地籍調査による測量成果と一致することを確認する場合。

当該土地の実測図を作成するに当たり、町から資料提供を受けた上で、実測図を作成して頂き、町で確認した後、日の出町まちづくり課地籍調査担当者が押印したものを発行します。なお、料金については、資料提供時のコピー代のみで取り扱います。

問合せ先 日の出町まちづくり課都市計画係 TEL042-588-5114(直通)